

製品安全データシート

整理番号 C1-083c

作成・改定 2002年10月9日

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 : KBK E396 酸化剤
 会社名 : 日本エヌエスシー株式会社
 住所 : 大阪府箕面市船場西1丁目6番5号
 担当部門 : 生産技術本部 安全・品質保証部
 電話番号 : 0727-28-1719
 F A X 番号 : 0727-28-3819
 作成部門 : 研究開発本部
 電話番号 : 0727-28-1701

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
 化学名 : アミン変性物の混合物(酸化剤)
 成分及び含有量 :

成分	含有量	化審法
アミン(変性モノアミンを含む)	80-90%	2-159,3-312,7-324,7-399,7-401
フェノール	0-10%	3-491
溶剤	0-10%	4-38,4-1811

P R T R : (266)フェノール 春秋用 2.5%,冬用 4.9%
 (17)ジエチレントリアミン 春秋用 2.5%,冬用 4.9%
 労働安全衛生法通知物質 : (372)フェノール 春秋用 2.5%,冬用 4.9%
 (266)ジエチレントリアミン 春秋用 2.5%,冬用 4.9%

()内は施行令の物質番号

毒劇物 : 非該当

3. 危険物有害性の要約

分類の名称 : 腐食性物質
 危険性 : 一度に多量の主剤を混合すると温度が急激に上昇する。
 有害性 : 眼、皮膚に対して刺激性が認められる。

4. 応急措置

吸入した場合 : 主剤との混合物の蒸気を含め、温度上昇時に生じる蒸気を吸入して、かゆみ等の異常が生じた場合、速やかに医師の診断を受ける。
 皮膚に付着した場合 : すぐに拭き取り、水と中性石鹸で良く洗う。かゆみ、炎症等の症状が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。
 目に入った場合 : 直ちに多量の水で15分以上洗い流す。異常があれば医師の手当てを受ける。
 飲み込んだ場合 : 多量の水又は、牛乳を飲ませて吐き出させ、直ちに医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤 : 水、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、砂等
 消火方法 : 火元の燃焼源を絶ち、消火剤を用いて消火する。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。
 消火を行うときの保護 : 保護眼鏡、保護衣、状況によっては、呼吸保護具を着用して風上から行う。

6. 漏出時の措置

漏出時はフェース、砂等に吸収させ、蓋付きの容器等に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> ・直接手で取り扱うような作業方法は避ける。 ・作業終了後は手洗い、うがいを十分に行う。 ・吸いこんだり、目、皮膚および衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。 ・取扱い場所には局所排気装置を設置する。使用後は容器を密閉する。 ・濡れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。 ・静電気対策を行い、作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。 ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加えまたは引きずる等の粗暴な扱いをしない。
保 管	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はすべて設置する。 ・容器は直射日光を避け、屋内の冷暗所に貯蔵し、密閉して、空気との接触を避ける。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法、消防法などの法令に定めるところに従う。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	作業環境評価基準	ジニチレントリアミン	フェノール
許容濃度	ACGIH(TLV)	設定されていない	5ppm
設備対策		TWA 1ppm(皮膚)	5ppm
保護具	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、または局所排気装置を設置する。 ・取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。 		
	有機ガス用防護マスク、空気呼吸器、保護衣、保護眼鏡、保護手袋、保護長靴		

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	淡黄色透明の液体	蒸気密度	データなし
臭い	特有のアミン臭	蒸気圧	データなし
沸点	データなし	比重	1.0-1.1(20℃)
融点	データなし		
溶解度	アミンの一部とフェノールは水溶性である。		

10. 安定性及び反応性

引火点	158℃	燃焼範囲	データなし
発火点	データなし	(空気中)	
安定性・反応性	強酸、エポキシ化合物と激しく反応する。		

11. 有害性情報

急性毒性	データなし
皮膚腐食性	皮膚に付着したままにすると、炎症を起こす場合がある。
刺激性(皮膚・膜)	蒸気を吸引すると、有害作用を及ぼす場合がある。
腐作性	人により腐作性が生じることがある。
変異原性	フェノールは変異原性が確認されている。
ガン原性	情報の入手が困難

主剤との混合物を含め下記労働省通達あり。
「労働基準局長通達昭和51年8月23日付け基発第477号」
エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害の防止について

12. 環境影響情報

現在のところ知見なし

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物処理業者に処分を委託する。

14. 輸送上の注意

輸送の特定の安全対策及び条件: 容器の転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
その他、消防法等の定めるところに従う。

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第8類(フェノール)
法第57条の2(令第18条の2)各号等を通知すべき有害物(フェノール、ジエチレントリアミン)
労働省労働基準局長通達第477号 酸化剤主成分表示(変性トリアミン)
法令ではないが、酸化剤との混合物を含め下部の労働省通達有り。
「労働省告示第33号(平成8年3月20日告示)」
労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質に係る労働衛生対策について

毒物及び劇物取締法

非該当

PRTR法

第一種指定化学物質

No.17 ジエチレントリアミン 2.5%(春秋用)、4.9%(冬用)

No.266 フェノール 2.5%(春秋用)、4.9%(冬用)

大気汚染防止法

特定物質(フェノール)

16. その他の情報

連絡先
参考資料

作成部門に同じ

日本化学工業協会編「製品安全データベース」の作成指針

その他(記載内容の問い合わせ先、引用文献)

労働基準局長通達「変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて」(平成6年6月6日基発第341号の2)

労働基準局長通達「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(平成6年5月17日基発第312号の2の別添)

労働基準局長通達「エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害の防止について」(昭和51年6月23日基発第477号)